（様式第１号）

指摘事項に係る措置状況報告書

教育委員会事務局　生涯学習課

監査期間　令和２年１月２７日から
令和２年３月　４日まで

指摘事項	措置状況
施設の使用料は、利用する日に納付しなければならないとされているが、利用日よりも前に納付されているものがあるなど、利用日当日に納付されていないものが散見された。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。	陶芸窯については、「窯入れ」「素焼き」「本焼き」等の工程があるため、利用日の定義が不明確であったこと、その他については、領収印の日付誤り（変更忘れを含む）が原因です。 今後は、陶芸窯を占有し始める「窯入れ」の日を利用日として定義し、利用者にも周知し、利用日当日納付の法令等を遵守します。 また、領収印の日付誤り（変更忘れを含む）防止のため、毎朝礼で確認することとしました。
私有車の業務使用に際し支給しているガソリン代について、６月に支給済みであったものを、年度末に重複して支給しているものがあった。支給事務のチェック体制を見直し、適切な事務処理をされたい。	単純な勘違いによる重複支給ですが、複数名によるチェック体制が確立されていなかったことが原因です。会計事務担当者だけでなく、館長も決裁者としての責任を持ち、チェックするように努めます。 なお、重複支給の４名2,055円については、指定管理料へ返還戻入済みです。

（注）１　「指摘事項」の欄は、「財政援助団体等監査の結果」の「４　監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
２　「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
　また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。